○法務省令第四十六号

出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第六十号）の施行に伴い、及び出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の企業内転勤の項の下欄第二号の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の企業内転勤の項の下欄第二号に規定する公私の機関の基準を定める省令を次のように定める。

令和七年九月三十日

法務大臣　鈴木　馨祐

出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の企業内転勤の項の下欄第二号に規定する公私の機関の基準を定める省令

出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）別表第一の二の表の企業内転勤の項の下欄第二号に規定する法務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　法別表第一の二の表の企業内転勤の項の下欄第二号に規定する公私の機関（以下単に「公私の機関」という。）の常勤の職員（外国にある事業所の常勤の職員及び同号に掲げる活動を行う外国人を除く。以下同じ。）の総数が、二十人以上であること。

二　公私の機関の本邦にある事業所において法別表第一の二の表の企業内転勤の項の下欄第二号に掲げる活動を行う外国人の数が、当該公私の機関の常勤の職員の総数に二十分の一を乗じて得た数を超えないこと。

附　則

この省令は、出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和九年四月一日）から施行する。

○法務省令第四十七号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条の二第三項、第七条第一項第二号、第二十条第二項及び第二十一条第二項の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年九月三十日

法務大臣　鈴木　馨祐

出入国管理及び難民認定法施行規則及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の一部を改正する省令

（出入国管理及び難民認定法施行規則の一部改正）

第一条　出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（特定技能の在留資格に係る在留資格の変更の特則） **第二十条の二**　法第二十条第二項の規定により特定技能の在留資格（法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に係るものに限る。以下この条及び第二十一条の二において同じ。）への変更を申請した場合であつて、当該申請をした者が同在留資格をもつて本邦に在留したことがあるものにあつては、当該在留資格をもつて在留した期間（妊娠、出産、育児その他のやむを得ない事情により業務に従事することができなかつた期間を除く。）が通算して五年（当該在留資格をもつて五年を超えて在留することについて相当の理由がある場合にあつては、六年）に達しているときは、法第二十条第三項の相当の理由がないものとする。 （特定技能の在留資格に係る在留期間の更新の特則） **第二十一条の二**　法第二十一条第二項の規定により在留期間の更新を申請した場合であつて、当該申請をした者が、特定技能の在留資格をもつて本邦に在留した期間（妊娠、出産、育児その他のやむを得ない事情により業務に従事することができなかつた期間を除く。）が通算して五年（当該在留資格をもつて五年を超えて在留することについて相当の理由がある場合にあつては、六年）に達しているときは、同条第三項の相当の理由がないものとする。	（特定技能の在留資格に係る在留資格の変更の特則） **第二十条の二**　法第二十条第二項の規定により特定技能の在留資格（法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に係るものに限る。以下この条及び第二十一条の二において同じ。）への変更を申請した場合であつて、当該申請をした者が同在留資格をもつて本邦に在留したことがあるものにあつては、当該在留資格をもつて在留した期間が通算して五年に達しているときは、法第二十条第三項の相当の理由がないものとする。 （特定技能の在留資格に係る在留期間の更新の特則） **第二十一条の二**　法第二十一条第二項の規定により在留期間の更新を申請した場合であつて、当該申請をした者が、特定技能の在留資格をもつて本邦に在留した期間が通算して五年に達しているときは、同条第三項の相当の理由がないものとする。

別表第二（第三条関係）

在留資格	在留期間
［略］	

在留資格	在留期間
［同上］	